

# **第2子保育料負担軽減について**

# 保育料とは？

- 0～2歳児の保育にかかる経費で保護者に負担していただくもの
- 主に父母の市民税所得割額に応じて決定される
- 3～5歳児は無償化
- 4月～8月・・・**前年度**の市民税所得割額
- 9月～3月・・・**現年度**の市民税所得割額

※毎年9月が切り替え時期となり、保育料が変更になる場合あり

# 本市の負担軽減に関する取り組み①

## 保育料の軽減による子どもの預けやすい環境づくり

子どもの預けやすい環境づくりを目指して、  
国基準より、全ての世帯で保育料の負担を軽減します。



**例1** 市民税所得割額が 97,000 円以上 169,000 円未満の世帯の場合

|    | 国基準        | 延岡市(現)基準 |   | 延岡市(新)基準 |
|----|------------|----------|---|----------|
| 月額 | 4万4,500円   | 4万円      | ➡ | 月額3万円    |
| 年間 | ①53万4,000円 | ②48万円    | ➡ | ③年間36万円  |

上記の  
場合

国基準と  
比較して年間  
③-①

▲17万4千円  
▲33%

延岡市現基準と  
比較して年間  
③-②

▲12万円  
▲25%

※所得階層ごとの軽減の詳細は、裏面の表をご確認ください。

**例2**

市民税所得割額が 397,000 円以上の世帯の場合

国基準と比較して年間 ▲64万8千円 (▲52%)

延岡市現基準と比較して年間 ▲6万円 (▲10%)



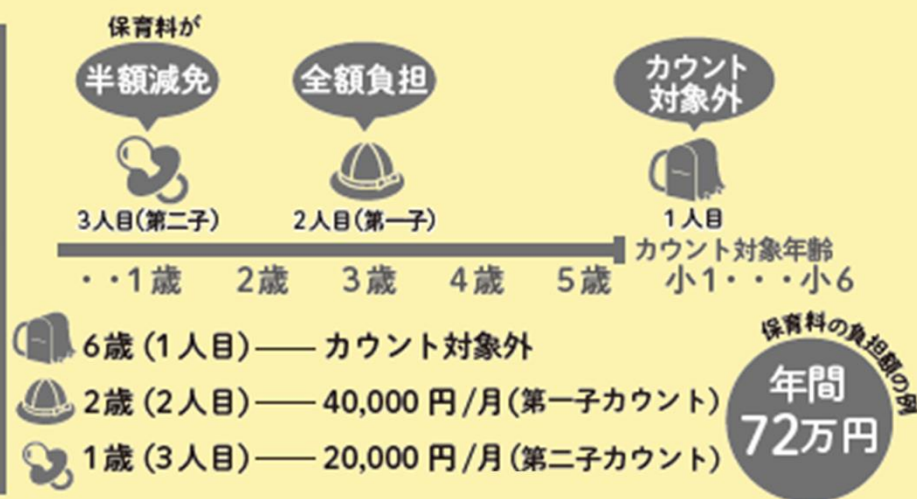
# 本市の負担軽減に関する取り組み②

## 保育料割引のきょうだいカウント年齢の 延長による子どもの育てやすい環境づくり

子どもの育てやすい環境づくりを目指して、保育料割引（多子軽減）のきょうだいカウント年齢を  
小学校就学前から中学校就学前まで延長して、子育て世代の負担を軽減します。

例

現在



変更後



例  
1世帯あたり年間  
**▲54万円**  
負担軽減!



# 第2子の保育料負担軽減について

## 目的

## テーマ「子育てするなら延岡で!!」

子育て世帯の負担を軽減し、子どもの育てやすい・預けやすい環境づくりをさらに進めます。

# 第2子の保育料負担軽減について

## 【現行】

| 未就学児  | 第1子              | 第2子            | 第3子以降           |
|-------|------------------|----------------|-----------------|
| 0～2歳児 | 利用者負担<br>(10/10) | 利用者負担<br>(1/2) | 公費負担<br>(10/10) |
|       |                  | 公費負担<br>(1/2)  |                 |
| 3～5歳児 | 公費負担 (10/10)     |                |                 |



## 【変更後】

| 第 1 子            |              | 第 2 子          |               | 第 3 子以降         |
|------------------|--------------|----------------|---------------|-----------------|
| 利用者負担<br>(10/10) |              | 利用者負担<br>(1/4) | 公費負担<br>(1/4) | 公費負担<br>(10/10) |
|                  |              | 公費負担<br>(1/2)  |               |                 |
|                  | 公費負担 (10/10) |                |               |                 |

# 第2子の保育料負担軽減について

## 概要

- 県の事業を活用し、第2子の保育料**1/2→1/4**
- 令和5年度に実施した負担減を引き継ぎ、**本市独自の軽減を実施。**
  - ・現時点の延岡市基準額による第2市保育料**1/2→1/4**
  - ・中学校就学前まで延長したきょうだいカウント年齢による第2子の保育料**1/2→1/4**
- 令和7年9月**から保育料の軽減を実施